



8月・2月集中月間

無料

2014年度 大阪府人権相談窓口「人権問題別集中相談」

児童養護施設や里親で育った人たちの お悩み相談

次の相談日・方法
で相談を受けています

① **平日**相談

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分

② **夜間**相談

火曜日 午後5時30分～午後8時

③ **休日**相談

第4日曜日 午前9時30分～午後5時30分

※平日・夜間は、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※なお、特にこの時間帯での相談が難しい場合には、一度ご連絡いただき、ご都合の良い日程、時間帯等をお聞きし、お受けします。

●相談専用でんわ番号

06-6581-8634

●面談、手紙

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37
HRCビル8階 (一財)大阪府人権協会
人権相談窓口宛て

●メール so-dan@jinken-osaka.jp

<最寄り駅>

JR大阪環状線「弁天町駅」北口より 約600m
地下鉄中央線「弁天町駅」4番出口より 約700m
(有料駐車場あり)



この相談は大阪府から委託を受け、
大阪府人権協会が実施しています。

- ◇アパート等の賃貸住宅契約をしたいが、保証人がいないため契約できず借りられない。
- ◇社会でどう生きていけばよいかわからない。お金や住むところがなくて困っている。
- ◇児童養護施設や里親で育ったことを理由に、仕事が見つからない、就職活動のときに断られる。
- ◇出会った友だちや職場の人に入所していたことを話さないといけないことがしんどい。そのことでイジメられている。

など

「大阪府人権相談窓口」では、このような悩みをお持ちの児童養護施設や里親で育った当事者や施設職員、里親、学校の先生、友人等からのご相談を、8月と2月に集中相談月間としてお受けします。

相談にあたっては、児童養護施設等で生活している子どもや生活していた人たちの居場所づくりを目標に活動している団体「CVV」と連携してすすめます。

CVVとは、社会的養護で育った人たちとともに、社会的養護の当事者の声を聴き、社会資源であるひとや団体、場所とつながることをしていく、社会的養護の当事者をエンパワメントチームです。

<(一財)大阪府人権協会までの地図>

HRCビル8階にあります





☆ 夜間相談 ☆

●相談日・時間

火曜日

午後5時30分～午後8時まで

*祝日、年末年始(12月29日
～1月3日)を除く

●相談方法

でんわ、面談、FAX

夜間・休日相談ともに、相談場所
は、「大阪府人権協会 相談室」
でおこなっています。

「休日相談」もご利用ください

○相談日

2014年8月24日(日)、9月28日(日)、
10月26日(日)、11月23日(祝)、
12月28日(日)

2015年1月25日(日)、2月22日(日)、
3月22日(日)

○相談時間

午前9時30分～午後5時30分

○相談方法

でんわ、面談、FAX、メール

「弁護士相談」をご利用ください

大阪府人権協会では、人権問題に取り組む弁護士のご協力を得て、「弁護士相談」を実施しています。法的なアドバイスが欲しい、一人では弁護士に相談しにくいなどなど、人権問題に関わるご相談から暮らしや仕事などの大阪府民の皆さまのご相談を、相談員が同行して弁護士が受けます。

詳しくは、大阪府人権協会まで、お問い合わせください。

●相談日：金曜日 午後1時30分～午後4時30分の間(祝日、12月29日～1月3日の間を除く)

●相談時間：お一人、原則1時間

●相談場所：担当弁護士の事務所、他

●申込方法：でんわでご予約ください。

原則、おひとりにつき同じ相談内容で1
回まで無料で利用ができます。

ちょうかく
聴覚に障がいがある方は、FAX またはメールでご連絡ください。

予約でんわ番号(相談専用) **06-6581-8634**

FAX. 06-6581-8614

メール so-dan@jinken-osaka.jp

～ 問い合わせ先 ～

一般財団法人 大阪府人権協会 事業部 でんわ06-6581-8613

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階